

建築物エネルギー消費性能適合義務制度の対象が拡大されます。 (令和3年4月1日から)

○対象範囲の拡大について

令和3年4月1日より延べ面積300㎡以上2000㎡未満の中規模**非住宅**建築物の新築、増築等を行う場合についても当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させる必要があります。

| | | 令和3年3月31日まで | | 令和3年4月1日から | |
|--------|-------------------|-------------|------|------------|------|
| | | 非住宅 | 住宅 | 非住宅 | 住宅 |
| 大規模建築物 | 2000㎡以上 | 適合義務 | 届出義務 | 適合義務 | 届出義務 |
| 中規模建築物 | 300㎡以上 2000㎡未満 | 届出義務 | 届出義務 | 適合義務 | 届出義務 |

・適合義務のある建築物の新築、増築等を行うときは建築物エネルギー消費性能確保計画を作成し、判定機関による判定を受ける必要があります。（建築物エネルギー消費性能基準に適合している場合建築物エネルギー消費性能適合判定通知書が交付されます。）

※適合義務のある建築物の確認申請を行う場合、建築物エネルギー消費性能適合判定通知書等の提出がなされないと確認済証は交付されません。

- ・建築物エネルギー消費性能適合判定は、福岡市でも行うことができます。福岡市に建築物エネルギー消費性能適合判定を申請される場合は、審査手数料が必要です。また、変更申請、軽微変更該当証明書交付についても手数料が必要になります。
- ・適合義務のある建築物は、建築物の完了検査において、適合義務に係る検査も行います。福岡市に建築物の完了検査を申請される場合は、建築物の完了検査手数料に別途適合義務に係る検査手数料が加算されます。
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定につきましては福岡市ホームページに掲載されておりますのでご確認ください。
福岡市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>
くらし・手続き > 住まい・引越し > 建築に関する手続き > 建築物省エネ法について
- ・令和3年4月1日以降に確認申請を行うものが対象です。ただし令和3年3月31日までに届出されたものは除きます。

問い合わせ

住宅都市局建築指導部建築審査課 設備係

電話 092-711-4583